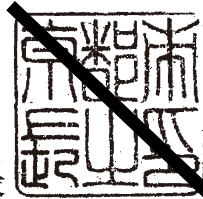


令和 8 年度

京都市
はり・
きゅう・
マッサージ
施術補助券

京都市長



- 有効期限は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。
- 本券は、「京都市はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業指定施術者」による保険適用外の施術に使用できます。
- ご本人様以外は使用できません。

京都市はり・きゅう・
マッサージ施術補助券

3 枚目

切 (有効期間)
離 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
し 使用者
無 割引金額 1,000 円
効

施術年月日
年 月 日

京都市はり・きゅう・
マッサージ施術補助券

4 枚目

切 (有効期間)
離 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
し 使用者
無 割引金額 1,000 円
効

施術年月日
年 月 日

京都市はり・きゅう・
マッサージ施術補助券

1 枚目

切 (有効期間)
離 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
し 使用者
無 割引金額 1,000 円
効

施術年月日
年 月 日

京都市はり・きゅう・
マッサージ施術補助券

2 枚目

切 (有効期間)
離 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
し 使用者
無 割引金額 1,000 円
効

施術年月日
年 月 日

- ・点線箇所はミシン目加工
- ・帳票 1 枚ごとに、スプロケットホール部分のいずれかの場所に帳票 I D (帳票名のうち英数字部分) を記載すること

問合せ先

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室（保険年金担当）
電話：075-222-3510／FAX：075-213-5857

注意事項

- ① 本券は紛失されても再発行しません。
- ② 1回の施術につき1枚しか使用できません。
- ③ 本人以外が使用するなど不正に使用したときは、補助金額を返還していただきます。
- ④ 補助券は、切り離さずにお持ちください。

